別表７「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」参照
（内訳）
本税等　総額17,127,097円
延滞金等
⑴　本更生手続開始決定日（平成28年７月28日）の前日までの延滞金等　総額82,800円
⑵　本更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等　額未定
⑶　本更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その決定の日）までの延滞金等及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等　800円及び額未定

２　権利の変更及び納付方法
⑴　権利の変更
ア　本更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞金等及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等は、その全額につき、更生計画認可決定日に免除を受ける。ただし、上記請求権のうち、会社更生法169条１項１号及び２号に掲げるもの以外の請求権については、徴収する権限を有する者の同意を得て、免除を受ける。
イ　本更生手続開始決定日の前日までの間に生じた延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、その全額につき、更生計画認可決定日に免除を受ける。
ウ　本更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までに生じた延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、その全額につき、更生計画認可決定日に免除を受ける。
⑵　納付方法
前記⑴の定めによる権利の変更後の債権額の全額を、更生計画認可決定確定後４か月以内に一括納付する。

第２　労働債権
１　確定債権
更生債権たる労働債権は存在しない。
２　債権届出期間経過後に届出のあった退職金債権
債権届出期間の経過後更生計画認可の決定以前に更生会社を退職した者が会社更生法140条２項に基づいて有効に届出した退職金債権については、確定した債権額に限り、その全額を更生計画認可決定確定後４か月以内に一括弁済する。

第３節　一般更生債権（商取引等債権）に関する権利の変更と弁済方法
第１　確定更生債権
確定更生債権　総額6,112,615円及び額未定
債権者数　８件
別表８－１「一般更生債権弁済計画表（商取引等債権者）」参照
第２　権利の変更
元本及び本更生手続開始決定日前日までの利息・損害金の合計額の70％に相当する金額並びに本更生手続開始決定日以降の利息・損害金の全額につき、更生計画認可決定日に免除を受ける。
第３　弁済方法（第１次弁済）
第１次弁済として、第２の定めによる権利の変更後の確定債権額の全額を更生計画認可決定確定後４か月以内に一括弁済する。
なお、商取引等債権について追加弁済が行われる場合には、第５節の定めによる。

第４節　一般更生債権（普通預託金債権及び特別預託金債権）に関する権利の変更と弁済方法
第１　確定更生債権
１　普通預託金債権
確定更生債権　総額2,288,049,437円
債権者数　995件
別表８－２「一般更生債権弁済計画表（一般会員）」、別表８－３「一般更生債権弁済計画表（株主会員）」及び別表８－４「一般更生債権弁済計画表（併有会員）」のうち、「普通預託金」の欄参照
２　特別預託金債権
確定更生債権　総額474,454,044円
債権者数　526件
別表８－２「一般更生債権弁済計画表（一般会員）」及び別表８－４「一般更生債権弁済計画表（併有会員）」のうち、「特別預託金」の欄参照
第２　権利の変更
１　普通預託金債権
元本及び本更生手続開始決定日前日までの利息・損害金の合計額の70％に相当する金額並びに本更生手続開始決定日以降の利息・損害金の全額につき、更生計画認可決定日に免除を受ける。
２　特別預託金債権
元本及び本更生手続開始決定日前日までの利息・損害金の合計額の99％に相当する金額並びに本更生手続開始決定日以降の利息・損害金の全額につき、更生計画認可決定日に免除を受ける。
なお、特別預託金債権は、第１章第１節第２の２⑶に記載した経緯（省略）により、前民事再生手続において、株式に近い経済的価値のものとするため、更生会社が解散して清算するまで返還が留保される権利とされたものである。この点、本更生計画では、更生会社の株式は更生会社が取得した上で消却されて経済的に無価値になるとされているところであり、前記のような経緯も踏まえると、このような株式を有する株主会員と特別預託金債権を有する一般会員等との間の平等を確保する必要がある。そこで、特別預託金債権については、債権であるという点や、その具体的な権利内容を踏まえ、本項の定めのとおり権利を変更させるものとする。
第３　弁済方法
１　普通預託金債権の弁済（第１次弁済）
第１次弁済として、第２の１の定めによる権利の変更後の確定債権額の全額を更生計画認可決定確定後４か月以内（ただし、当該更生債権者が特別預託金債権を有する場合は、特別預託金債権の弁済と同時）に一括弁済する。
なお、普通預託金債権について追加弁済が行われる場合には、第５節の定めによる。
２　特別預託金債権の弁済
第２の２の定めによる権利の変更後の確定債権額の全額を更生計画認可決定確定後４か月以内に普通預託金債権の弁済と同時に一括弁済する。
３　未納年会費等の相殺
更生会社が預託金会員に対して未払年会費債権等の反対債権を有する場合には、管財人及び更生会社は、第６節第６の定めに従い、当該未払年会費債権等を自働債権として対当額において預託金会員に対する弁済額と相殺することができる。
第４　預託金会員等が有するプレー権、年次会員利用権又はフレンドリー会員利用権の取扱い
１　プレー権の取扱い
預託金会員が有するプレー権は、変更しない。ただし、後記５の定めのとおり、別表13「滋賀ゴルフ倶楽部　会則」記載の会則の適用を受ける。
２　年次会員利用権の取扱い
年次会員利用権は、各有効期限の満了時まで、変更しない。
３　フレンドリー会員利用権の取扱い
フレンドリー会員利用権は、各有効期限の満了時まで、変更しない。
４　退会
預託金会員等は、随時本件ゴルフ場から退会することができる。